

# 関門航路(西側)土砂処分場事業 工事区域標示のお知らせ

国土交通省 九州地方整備局 下関港湾事務所 TEL083-266-3292

本お知らせは、国土交通省九州地方整備局下関港湾事務所のホームページに掲載しています。  
ホームページアドレス <http://www.pa.qsr.mlit.go.jp/shimonoseki/>

次のとおり関門航路(西側)土砂処分場事業の建設工事着手に伴い、灯浮標及び標識灯により工事区域を標示しますので、付近を航行する船舶は十分に注意してください。

## 1. 事業の工事期間及び時間

期間	平成26年6月下旬から当分の間(原則として、土曜、日曜、祭日を除く毎日)
時間	日の出から日没までの間

### 灯浮標及び標識灯の設置作業

平成26年6月下旬に灯浮標及び標識灯の設置作業(図-2から図-3へ)を実施しますので、付近を航行する船舶は注意してください。

## 2. 工事の場所

関門港六連島区 (図-1・3 参照)

## 3. 工事の安全対策

下関港(新港地区)沖合人工島整備事業に従事する工事関係船舶は、事業標識旗を掲げます。(図-5参照)

## 4. 通航船へのお願い

- 1) 工事区域を明示するために灯浮標(黄色:4秒1閃光)5基と標識灯(黄色:4秒1閃光)1基を設置しています。(図-3・4参照) 一般船舶は立ち入らない様、お願いします。
- 2) 平成26年6月下旬から事業の海上工事に着手しますが、これまでどおり人工島東側の橋梁下部の通航は可能です。なお、本作業海域付近を航行する船舶は注意してください。
- 3) 工事に関する情報は、以下に問い合わせてください。  
国土交通省九州地方整備局下関港湾事務所  
TEL 083-266-3292 FAX 083-261-6445

## 5. その他

工事場所については今後追加する場合がありますので、追加時には再度お知らせします。

